

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	徳島市夜間休日急病診療所		
指定管理者	一般社団法人徳島市医師会	担当課	健康福祉部 健康長寿課
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日	公募・非公募の別	非公募(指定)
施設の所在地	徳島市沖浜東2丁目16番地		
施設の概要	夜間休日急病診療所(一次救急)(内科・小児科)、診療室4室、処置室、待合室、薬局、レントゲン室、便所、スタッフルーム等、ふれあい健康館1階の一部(327.56㎡)	事業の概要	夜間休日急病診療所(内科・小児科)、診療日毎日、診療時間(休日等:9:00～12:30・13:30～17:00・18:00～22:30、休日等以外の日:19:30～22:30)

	項目名	令和3年度	令和4年度	項目名	令和3年度	令和4年度
利用状況に関する事	利用者数等	7,731人	7,602人	自主事業参加人数	0人	0人
	利用回数	7,731回	7,602回	事業開催数	0回	0回
収支状況に関する事	指定管理料	0千円	0千円	人件費	107,484千円	108,845千円
	利用料収入	94,439千円	92,000千円	管理費	27,616千円	27,907千円
	その他収入	40,501千円	44,357千円	その他	52千円	82千円
	収入実績(総額)	134,940千円	136,357千円	支出実績(総額)	135,152千円	136,834千円

評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制 (1) 法令等遵守 (2) 職員配置 (3) 職員研修 (4) 利用促進の取組み (5) 設備・備品管理 (6) 安全管理体制 (7) 緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師法を遵守し、徳島市夜間休日急病診療所条例に基づき運営をしており、365日の診療に必要な人員の確保に努めている。 ◆ 運営委員会、運営協議会を開催し、診療所の運営及び業務について、また設備、備品の更新や医薬品の採用等について協議を行ったほか、徳島市との連絡会を開催し、状況の報告や課題について協議した。 ◆ 急病診療所のポスターやチラシ、徳島市医師会ホームページにて利用案内をしており、徳島市の発行する「あんしん」「さんぽ」等の冊子にも案内を掲載している。 ◆ 新型コロナウイルスに対し、アクリル板を設置したり防護服等の着用やリモート診察等の感染対策など、安全に業務を行うように努めている。また、不測の事態に備えて保険にも加入している。 ◆ 緊急時に備え、緊急連絡フローチャートを作成している。 	A
利用者に関する (1) 利用状況 (2) 平等な利用 (3) 利用料金 (4) 接客対応 (5) 個人情報保護 (6) サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス流行により、患者数が減少している状況は継続。 ◆ 来院された患者には、受付システムで番号を渡し、番号順に診察の案内を行っている。利用料金は、定められた診療報酬を遵守している。 ◆ 職員は個人情報の保護に関する誓約書を提出し、患者さんをはじめ業務で得た個人情報の取扱いには十分注意している。 ◆ 患者さんが待ち人数や待ち時間の目安が分かるように、インターネットにて公開している。12月よりマイナンバーカードを保険証として利用できるようになった。 	A
施設維持管理 (1) 保守点検業務 (2) 清掃等維持管理業務 (3) 修繕等維持管理	レントゲン保守管理業務(エックス線量測定)、CRP血球計算機保守管理業務、ORCA保守管理業務、清掃業務、医療廃棄物処理業務、施設応急修繕等委託業務をそれぞれ業者へ委託しており、徳島市へも再委託の届出をしている。	A
実施事業 (1) 企画運営事業 (2) 自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般社団法人徳島市医師会は、徳島市や関係機関と連携し、子どもから高齢者まですべての地域住民の健康を守るために、各種がん検診の受診率向上、予防接種の接種率向上、糖尿病予防、防災・感染症対策等に努めている。新型コロナワクチンの接種事業にも取り組んでいる。 ◆ 当会では令和4年度は、市民啓発として前立腺がん、大腸がん、胃がん、糖尿病、COPD、もの忘れ、在宅医療等をテーマとした市民公開講座をケーブルテレビ及びYouTube配信で開催した。3月には、ロコモティブシンドロームの市民公開講座を4年ぶりに集客にて開催した。なお例年、急病診療所会計の剰余金の範囲内で、費用の一部を市民のための事業費として支出しているが、令和3年度に続き、令和4年度も赤字運営の為、費用の支出は行っていない。 	A
経理状況 (1) 施設収支状況 (2) 指定管理者経営状況 (3) 経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ H18年度～R1年度の平均患者数16,031人に対して令和4年度は47.4%(7,602人)と激減したことにより収入が減少し赤字が続いており、徳島市からの指定管理業務継続支援金で赤字が補填された。 ◆ 医薬品や感染対策の消耗品等は必要経費として削減できない為、医師出務料の支給率引き下げやスタッフ配置数の減少など、主に人件費を削減している状況である。 	A
評価基準	<p>S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。)</p> <p>A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。)</p> <p>B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。)</p> <p>C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)</p>	

担当課総合評価コメント	総合評価
<p>診療所は、徳島市の夜間・休日における初期救急医療機関の拠点施設として1年間休むことなく開設し、適正に運営・管理されている。診療所の職員は、医師法等の各種法令を遵守し、患者に対して適切な診療等を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、以前よりも患者数が減少し、指定管理者施設の主要な収入源である患者からの診療収入も減少したため、診療所の会計収支は前年度に続いて赤字決算と厳しい状況であるが、診療所の職員の出務料一部減額、運営経費の見直し等による収支改善に向けた努力は評価できる。</p>	A
総合評価基準	<p>S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。)</p> <p>A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。)</p> <p>B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。)</p> <p>C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)</p>